

発議案第 1 号

鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記議案を提出する。

令和2年11月26日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 芝 田 裕 美

賛成者 小 易 和 彦

佐 藤 剛

佐 竹 知 之

津久井 清 氏

提案理由

一般職の職員の期末手当における支給割合の改定等を考慮し、市議会の議員の期末手当
の支給割合を改定しようとするものである。

鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鎌ヶ谷市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。